

第1回「(仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区 自然再生協議会設立準備会」議事録

日 時: 平成16年8月2日(月)

会 場: ホテルロイヤルレイク土浦 2F

「かすみの間」

議 題: (1)自然再生法の概要について

(2)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区の現況と変遷について

(3)今後の進め方について

1. 開会

① 主催者挨拶:霞ヶ浦河川事務所 唐澤所長

② 参加者紹介

2. 議事

(1) 自然再生推進法の概要について

① 「地域の和 科学の目 自然の力 自然再生推進法のあらまし」(事務局説明)

<質疑応答>

特になし

(2) 霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区の現況と変遷について

① 霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区の現況と変遷:資料1(事務局説明)

<質疑応答>

【前田委員】

・ 13ページの図の茶色の太い点線は何か。また、湖岸にあるオレンジの線は何か。

● 応答(事務局)

・ 茶色い線は土浦市内とのアクセス(構想)を示している。オレンジの線は茨城県で進めている自転車道の計画である。

【前田委員】

・ 対象地区の範囲はどこからどこまでか。

● 応答(事務局)

・ 8ページにある黒矢印の範囲で、田村揚排水樋管から戸崎1号の排水樋管までの概ね6kmポストと9.5kmポストの間の3.5kmを対象区間としている。

【川前委員】

・ 1ページ目の「流域の主な産業」の中の水産業のデータは何年のデータか。

● 応答(事務局)

・ データの年度は、確認して記載する。

【平井委員】

- ・ 6ページの図で砂利採取の位置が合っていないようであるが、現状に合わせて修正を行い、事実をきちんと認識した上で検討を進めてもらいたい。

● 応答(事務局)

- ・ 現状に合わせて修正する。

【事務局】

- ・ 10ページ目の左端、下から2番目の写真の表記「水神社の社寺林」を「弁天様の林」に修正する。

(3) 今後の進め方について

- ① 「(仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会」設置要綱(案): 資料2(事務局説明)

< 質疑応答 >

【茨城県環境政策課】

- ・ この協議会は田村・沖宿戸崎地区3.5kmについての協議会であるが、今後、近くでこのような協議会を設置する場合には協議会を発展させるのか、それとも新たに協議会を設置するのか。

● 応答(事務局)

- ・ この協議会は田村・沖宿戸崎地区についての協議会であるので、他の場所については新たな協議会設置が必要と考える。

【茨城県環境政策課】

- ・ 協議会が多くある状況はあまり良い状況とは思えないので、その点に関しては考慮してもらいたい。

● 応答(事務局)

- ・ 協議会が多くなってしまうことも問題かもしれないが、あまり事業対象が広い協議会を作ることでも障害が出てくると思われるので、その都度考えていけば良いと考えている。

【前田委員】

- ・ 要綱案はこれで決まりなのか。まだこれから練るのか。

● 応答(事務局)

- ・ この案は準備会の案であり、当該案について協議会で議論をしていただく。

【前田委員】

- ・ 構想案の協議を行う協議会と実施計画の案を作成する実施者との関係、また、協議会は一応話を聞くという場なのかお互いに徹底的に議論を行う場なのか、委員の構成員等の内容(文言)がわかりにくく、後でもめることにならないか。

● 応答(事務局)

- ・ 設置要綱自体は協議会で決めるものとしている。全体構想は協議会で作成し、役割分担は協議会のなかで話し合い、実施計画については実施者が案を作り協議会で議論を行い、自然再生事業の実施を進めていく、と理解していただきたい。

【前田委員】

- ・ こういった文書は話を聞いたら分かったというのではなく、それを見た万人が理解できる必要がある。こういったことがもめごとの第一となる。例えば、第5条の(1)についても実施者が全体構想の作成を行うのがはっきりしない。文言をはっきりできないことが問題であり、その点について修正をしていただきたい。

● 応答(事務局)

- ・ 文書の内容についてはもう一度確認を行い、文言をはっきりできる部分については修正を行う。第5条の件では、実施者も協議会のメンバーなので全体構想の作成に関わる。

【平井委員】

- ・ 準備会の事前打ち合わせの会議で言ったのは、協議会の目的として「茨城県の霞ヶ浦環境センターについて積極的に活用する」という点があったので、茨城県も事務局として参加した方が良いのではないかとということであった。その点についてはどうなったか、またこれに関しての意見も聞きたい。

●**応答(事務局)**

- ・運営事務局は霞ヶ浦河川事務所としているが、茨城県、水資源機構霞ヶ浦開発総合管理所の3者で委員の募集や会の運営等を行うこととしており、霞ヶ浦環境センターの件も含めて各行政との間で綿密に意見や連絡の調整はしている。

【**平井委員**】

- ・茨城県ではどのような考えか。

【**茨城県霞ヶ浦対策課**】

- ・実際に県が運営事務局に入るかどうかは別として、霞ヶ浦河川事務所とは綿密に連絡を取っており、霞ヶ浦環境センターを環境学習に十分活用できるようにとの意見交換は以前から行っている。

(**事務局**)

- ・第15条については、事務局の場所を霞ヶ浦河川事務所に置くという話だけであり、実際の組織としては水資源機構等の他の行政機関との連名の事務局ということもあり得る。

【**平井委員**】

- ・事前打ち合わせでは「(仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会」委員募集の紙面に茨城県の名前を載せるのは待ってくれとの話であったが、今回の紙面では「茨城県」と書かれており、決意の程が感じ取れる。

【**前田委員**】

- ・第15条の3で「協議会に参加する委員は」とあるが、協議会に参加しない委員はいるのか、またこの協議会とは何を指しているのか。

●**応答(事務局)**

- ・「協議会委員」に修正をする。

【**水資源機構**】

- ・平井先生から会の目的の1つとして環境学習が挙げられたが、そういった点から設置要綱のなかで当該地の特徴を加えられないか。
- ・第14条において、情報公開はホームページで行うとしているが、3者(茨城県、水資源機構、霞ヶ浦河川事務所)のそれぞれで公開したら、3者共同でやっているという感じになるのではないか。

●**応答(事務局)**

- ・環境学習については第5条(3)の「維持管理にかかる連絡調整」という点に含めているという事で読み取っていただきたい。
- ・公開については3者で進めていきたい。

【**前田委員**】

- ・先ほどの話のなかで出てくる「実施者」とは誰のことを指しているのか。

●**応答(事務局)**

- ・基本的には湖内であれば霞ヶ浦河川事務所、水資源機構、堤内地側であれば茨城県となると考えられるが、構想における役割分担に応じたものもあるのではないか。

【**前田委員**】

- ・それならば、この事業の実施者は霞ヶ浦河川事務所、水資源機構、県の3者が実施者と思ってよいか。実施者の責任者は霞ヶ浦河川事務所ということであって、その他に色々あり得ると思うが。

●**応答(事務局)**

- ・基本的にはそうなるが、役割によっては地元住民やNPO、市民団体も含めて、実施計画や構想が具体化してきた段階で明らかになる部分もある。

【**前田委員**】

- ・そういった部分で、草取りをするのも実施者と考えられ、非常にややこしいところがある。協議会は特定多数が参加して行うことなので、誤解がないルールを作っておく必要があり、これをお願いしたい。

(**事務局**)

- ・設置要綱(案)については、今日いただいた意見を踏まえて事務局側で修正を行い、今日参加していただいた方に協議会開始前に確認を行うこととする。

②「(仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会」委員募集について(案):資料4(事務局説明)

<質疑応答>

【前田委員】

- ・ 資料4の中にボランティアであることがわかるように、文言を入れてもらいたい。

● 応答(事務局)

- ・ そういった内容が分かるように、検討させていただく。

【平井委員】

- ・ この募集のプリントに何か資料のようなものは添付しないのか。このプリントだけでは霞ヶ浦の水質や植生の変化と自然再生の必要性について、プリントを見た人が参加する動機付けができる資料を、資料1から抜粋して付けたほうが良い。
- ・ 資料4の1. 趣旨の下から4行目「具体的な事業の計画についても参加者による意見交換を行います」を、設置要綱に沿って「具体的な実施計画の協議を行います」にした方が良い。
- ・ 最近では個人情報の扱いが問題になっており、資料4の5. 応募方法の1行目「すべての欄に記入し」の「すべて」は記入しなくて良いようにした方が良い。

● 応答(事務局)

- ・ 参考資料については抜粋資料を作成する。
- ・ 資料4の趣旨の下から4行目「策定するとともに、」以降の文章を修正する。
- ・ 資料4の5. 応募方法の1行目「すべての欄に記入し」の「すべて」は削除する。

【茨城県水産振興課】

- ・ 資料4の1. 趣旨の上から7行目「維持管理」とは、どのような内容を指しているのか。

● 応答(事務局)

- ・ 協議会の中で決めていく。

【茨城県環境政策課】

- ・ 資料4の2. で任期が2年となっているが、任期が切れた後は再選となるのか。資料4の応募資格で「維持管理段階まで」という条件はどうか。
- ・ 委員になれたか、なれなかったか、が応募者に分かるように、発表の仕方を書いた方が良いのではないか。

● 応答(事務局)

- ・ 通知の仕方については書き加える。
- ・ 状況の変化等に対応するため、協議会自体について見直す機会が必要と考え、その機会を2年後とした。事務局としては、その見直しの機会の後も、委員の方々には引き続き受け取ってほしいと考えている。

【茨城県水産振興課】

- ・ 資料4の3. 募集人員の中で「対象地区近隣にお住まいの方を優先」とあるが、遠くの方は維持管理段階までは参加できないと思って最初からあきらめてしまうのではないかと。条件を緩和して、広く参加してくれる方を募集しているとした方が良いのでは。

● 応答(事務局)

- ・ 自然再生法において維持管理という事が強く求められており、事務局としては維持管理の段階においても役割に応じた対応をしっかりしてくれる方を募集したいと考えている。

【前田委員】

- ・ 設置要綱(案)の第5条(4)では「協議会は…維持管理に係る連絡調整を行う」とあり、協議会以外の組織が維持管理を行うように読み取れるがどうか。

● 応答(事務局)

- ・ 維持管理についてどのような内容になるかは協議会を行わなければ分からない。そういった点から「協議会は…維持管理に係る連絡調整を行う」との表現を用いた。

【前田委員】

- ・ 委員募集の内容では、維持管理にいたるまで行うとなっているが、設置要綱では「維持管理にかかわる連絡調整」とあいまいな表現であり、整合性が取れない。委員の役割などの根本的な部分を明確にして、システムを作っていくべきではないか。

●**応答(事務局)**

- ・曖昧な部分はあるので、ご指摘の内容を踏まえて、要綱のなかで修正できる部分は修正を行う。
- ・委員の役割については、全員が維持管理まで全てを行うという意味ではなく、役割分担を決めて進めていくという事を考えている。

【**前田委員**】

- ・資料4の「計画段階から維持管理にいたるまで参加していただける個人」という表現はおかしい。

●**応答(事務局)**

- ・その点については、修正を行う。

(**事務局**)

- ・募集要項については今までの指摘事項を修正して、今日の出席者に再度連絡を行った上で発送を行う。
- ・設置要綱については、曖昧な部分があるため修正をして、公募委員の選出の際にもう一度準備会を行うので、その機会に確認をしていただく。

③「(仮称)霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会」今後のスケジュール(案):資料5(事務局説明)

<質疑応答>

【**平井委員**】

- ・不都合が無ければ、このスケジュール表も委員募集のプリントと共に送ったほうが良いのではないか。

●**応答(事務局)**

- ・スケジュール表をコンパクトにするかもしれないが、参考資料として一緒に送る。

【**霞ヶ浦町環境防災課**】

- ・募集が先で設置要綱が後でも良いのか。

●**応答(事務局)**

- ・委員の了解が得られれば、こういった形で進めたいと思っている。

【**霞ヶ浦町環境防災課**】

- ・時間的には分かるが、後で応募者からこんなはずではない、との話が出てこないか。

●**応答(事務局)**

- ・募集要綱について部分的に指摘をいただいたが、本質的な部分では大きな変更はないので、委員の募集については問題ないと考えている。

【**前田委員**】

- ・委員になった場合には、委任状や辞令等を出すのか。

●**応答(事務局)**

- ・委員の選出結果は、通知を送りたいと思っている。

【**前田委員**】

- ・委員は自主的に集まった人間(ボランティア)と考えてよいのか。

●**応答(事務局)**

- ・そのように考えてもらってよい。

3. 閉会

① 主催者挨拶:霞ヶ浦河川事務所 唐澤所長

(事務局)

- ・委員の募集については、今日の指摘事項を修正して、今日の出席者に再度連絡を行った上で発送を行う。
- ・設置要綱(案)については、今日の議論を踏まえて設立準備会としての案を事務局で作成し、協議会でご議論いただく。

以上